

令和3年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

令和3年 8月20日（金曜日）

開 会 午後 5時11分

閉 会 午後 5時36分

○会議に付した事件

1. 損害賠償請求事件訴訟について

○出席委員（6名）

委員長	吉谷一孝君	副委員長	佐藤雄大君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	氏家裕治君	委員	前田博之君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
総務課主幹	森誠一君
建設課長	舛田紀和君
建設課主幹	小山内淳君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君

◎開会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） ただいまより、総務文教常任委員会協議会を開会いたします。

（午後 5時11分）

○委員長（吉谷一孝君） 協議事項につきましては、損害賠償請求事件訴訟についてであります。
説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） ご案内にありました、損害賠償請求事件訴訟等についてということで、このたび2件のご報告をさせていただきたいと思っております。

まず1件目が、令和3年7月9日付札幌地方裁判所室蘭支部より、白老町を被告とする損害賠償請求の訴状並びに呼出状等が送付されまして、7月12日受理したところであります。この内容の概要と経緯についてご報告させていただきます。

もう1件が、令和3年3月26日にすでに棄却として判決が出ておりました、バイオマス燃料化施設に関する損害賠償等の請求事件につきまして、原告が判決を不服として札幌高等裁判所に控訴しましたので、併せて担当よりご報告させていただきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） 1ページをめくっていただきまして、損害賠償請求事件訴訟について①でございます。まず、事件の概要についてご説明をさせていただきます。町営住宅において発生いたしました漏水事故により、家電、家具等が汚損した居住者（以下「原告」という。）に対し、事故原因における町の過失を認め、過去の判例等に基づき算出した損害賠償額により示談交渉を進める予定でしたが、示談交渉がまとまらず、原告及び原告代理人により白老町に対し損害賠償を求める訴状が札幌地方裁判所室蘭支部に提出されました。同支部から口頭弁論の呼出及び答弁書の催告があったことから、これに応訴するというものであります。

事故の経緯でございます。令和2年12月23日深夜、町営住宅竹っこ団地かにかっこ棟2階201号室において、町営住宅に付帯しています水道管及び自動水抜き栓の経年劣化により、洗濯機に接続されていた水道蛇口から約5トンの水が漏れ出し、階下1階101号室へ天井から部屋全体に水が降り注いだものでございます。その結果、住宅は居住不能となり、生活家財道具のほとんどが汚損し廃棄処分するに至る被害が発生したものでございます。

責任の所在といたしまして、町としましては建物施設の保存に瑕疵があったものと認めてございます。201号室入居者（以下「占有者」という。）が事故発生前に自動水抜き栓の不具合を把握し、町内の水道業者に修理を依頼していた期間に発生した事故でございます。そのことから、占有者は損害の発生を防止するのに必要な注意をしたと認められ、民法717条第1項ただし書に「占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」との規定がございまして、これにより被害者に対して賠償する責任は全て施設所有者である町に帰属するものと認識してございます。

続いて、損害賠償の額でございます。損害賠償の対象は漏水により汚損した家具、家電等で、過去の判例等では、新しく購入する費用全額が賠償額となるものではなく、事故発生当時の時価に基づき算出されます。本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険の保険会社により時価を算出した額、それに被害の後始末に要した交通費、宿泊費、休業補償費を加えた額を損害賠償の額として原告に提示してございます。

交渉の経緯は記載のとおりでございまして、7月1日に損害賠償請求事件提訴されまして、次のページでございます。7月12日に呼出状及び答弁書の催告状を受理してございます。7月14日、今年度より顧問弁護士契約を結んでおります、北海道町村会の顧問弁護士でもあります佐々木総合法律事務所に本件については委任をしてございます。7月28日、弁護士から答弁書を裁判所に提出、来週8月24日、第1回口頭弁論が札幌地方裁判所室蘭支部で開かれる予定になってございます。①については以上でございます。

続けて、損害賠償等請求訴訟について②について、ご説明いたします。こちらは、一昨年、訴訟を起こされました案件でございまして、町のバイオマス燃料化施設の運営等に充てていました地域バイオマス利活用交付金事業の廃止及び国に対する返還金に関し、町の基金を不当に取り崩し、その弁済に充てるなど不当な財務会計上の行為を行ったなどとして、地方自治法第242条の規定に基づき白老町職員措置請求が白老町監査委員あてに提出されたものでございます。町監査委員による監査を実施した結果、町に不当な点は認められないとして、請求を棄却し、本人に通知いたしました。この監査結果を不服として、町民（以下「原告」という。）は、白老町を被告として、バイオマス燃料化施設において固形燃料の生産について、ゴミの塩素濃度とプラントの処理能力とに大幅な乖離があるにもかかわらず、希釈対応等を行った判断の根拠を、国民の知る権利に基づき文書にて開示を求める。②慰謝料かどうか不明であるが、町に対し損害賠償として10万円を求める訴状を札幌地裁に提出し、昨年、計4回の口頭弁論を経て令和3年3月26日にいずれも棄却とする判決が出たところであります。ただし、その判決を不服として今回、原告が控訴したものでございまして、こちらについても応訴するものでございます。

経緯についてでございます。令和3年3月26日にいずれも棄却とする判決言渡しがございました。令和3年5月10日、原告より控訴状が提出され、7月5日こちらも顧問弁護士を通じて答弁書を提出済みでございます。こちらにつきましては、9月1日に第1回の口頭弁論が開かれる予定となっております。

○委員長（吉谷一孝君） 説明ありがとうございました。この損害賠償請求事件の訴訟について、質疑のあります方はどうぞ。

前田委員。

○委員（前田博之君） 当然、結果が出れば損害賠償額が予算に上ると思うのだけれども。差し支えがなければ、町が損害賠償をはじいた額と本人の言っている額とどれだけの差があるのか、町が算出した額がいくらなのか、議会だから当然、予算が上がってくることなのだから、経過を話しさりたいです。

もう一つ、バイオマスは札幌地裁だけれども、これがまた訴えるとその上の裁判所になるのです

か。それによったら弁護士料が違ってくるのか。もっと上の裁判所にいったら口頭弁論があるのですけれども、その段階になったら町の関係者が招致されて何らかの裁判官からいろいろな事実関係を聞かれることになってくるのか。今までは弁護士だけでやっていたのだけれども、そういう部分で職員あるいは町側に及んでくるのか、その2点だけお聞きします。

○委員長（吉谷一孝君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） まず、漏水事故の損害賠償額の乖離額でございますが、訴状によりますと原告の請求額は311万5,238円となっております。訂正いたします。後で訂正の申立て書が出ておりまして、311万6,238円でございます。町といたしましては、保険会社を通じて積算した金額が出ているのですけれども、そのときには原告の方の休業補償額だとかが原告側から提出がされておきませんので、正確な金額ではないのですけれども100万円強になる予定です。まだうちから提示する前に向こうから訴えをされたという状況でして、全てものがそろわない段階で、うちが要求している段階で先に裁判を起こされたという状況です。概算では100万円ちょっとになりますというお話はしております。

○委員長（吉谷一孝君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） バイオマスで今回、棄却されたのは札幌支部ということで地方裁判所です。今回、控訴されるということで札幌高等裁判所です。先ほどお話いただいた弁護士料の関係なのですけれども、基本的には金額が大体決まっております。流動的なのは旅費の部分なので、例えば室蘭でやられていて札幌でやるとなると、弁護士事務所が札幌にあるので、その旅費の部分は変動があるということで認識しております。招集なのですけれども、必ず行かなければならないということではなくて、弁護士に任せることもできるし、内容を確認したいということであれば私どもも出向くこともできるということで、必ず行かなければならないという状況ではないということです。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今度、地裁から高裁になります。今、弁護士で対応しているけれども、弁護士が対応できない部分とあります。裁判所で検事側と弁護士が議論した中で、どうしても当事者が来ないといけないという問題が発生しますかということです。全てが弁護士ということではないし、調査も入ってくる可能性もありますし、その辺はまだ担当として整理されていないですか。その辺を整理しておかないと、裁判所で町の職員なりがやったときに、新聞沙汰になったときに困るので、そういう部分の対応も兼ねて言っているのです。弁護士と整理して、全てが弁護士が町の話聞いて聞くのですか。必要であれば行きますというのは弁護士のところに行くのか、裁判所に出頭するのか、その辺が大事だということを言っているのです。

○委員長（吉谷一孝君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 基本的にはやり取りは、私も経験した中では基本的には文書だとかメールのやり取りで中身の確認は弁護士さんとして、基本的には私どもが裁判所に出向いて、例えば弁論に立つだとかという場面は特にはないのです。中身が複雑になってきた場合には、その辺はまだ確認していませんので、その辺はどうなるかという部分は弁護士さんにも確認して整理したいと

思っております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにございますか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 漏水の関係の件なのですけれども、原告から311万円何がしというお金が申請されて、休業補償等々の絡みを除いて、そこまで入れないで100万円くらいという、まちからのそれを積算をしないうちに、これは旦那さんだけでなく奥さんとしての休業補償も入ってくるのだと思うのだけれども。そういったものを絡めて、実際に311万円というお金がどうなのか分からないけれども。通常、自分の家の中のことを考えたら311万円の家財があるかどうかという感じもしないのではないのだけれども。これには休業補償だとかも含めて原告側は提示したのかと思うのだけれども。ただ、腑に落ちないのは、きちんとした請求金額がまちから提示されないうちに訴訟を起こしたということが腑に落ちないのだけれども。何かそこはそういったものがあるのですか。

○委員長（吉谷一孝君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） 正式な示談書を提示する前に下打ち合わせといたしますか、その中では汚損した家財道具の時価相当額、それプラス実費でかかった交通費だとか宿泊費だとか、そちらはお支払いできますと。働いていらっしゃるご主人の休業補償についても対象になりますというお話は損害保険会社からあったものですから、そのお話をさせていただいております。そのほか、専業主婦の奥様、それと今回の漏水事故に伴う精神的な苦痛を受けたということでの慰謝料、そちらについては最初の示談の中ではご提示はできませんというお話をしておりますので、それを受けて示談額が提示される前に行動をされたのかと思われま。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） それでは、総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。

（午後 5時36分）